

# 障がい者福祉制度のご案内 (精神障がい者)

**赤穂市 社会福祉課 障がい福祉係**

**TEL 0791-43-6833**

**FAX 0791-45-3396**

**MAIL [shougai@city.ako.lg.jp](mailto:shougai@city.ako.lg.jp)**

**注) 事前申請が必要なものが多いため、必ず制度利用前に、担当窓口で、資格・条件・申請時期等の詳細について確認してください。**

※印のついた等級に該当し、その他要件を満たす方が対象となります。

※制度改正により、要件、内容等が変動する場合があります。

名称	区分	主 要 件	内 容	精神保健福祉手帳			お問合せ先
				1級	2級	3級	
経	特別障害者手当の支給	・20歳以上の在宅の方で、常時特別の介護を必要とし、おおむね次の障がいの程度を有する人 (精神保健福祉手帳1,2級) ・手帳を取得していなくても申請可 ・所得制限あり	障がいのある人に支給 月額 30,450円  (R8.4~)	医師の診断書等により判定(判定の結果により受給できない場合もあります)			社会福祉課 43-6833 (TEL) 45-3396 (FAX) shougai@city.ako.lg.jp
	障害児福祉手当の支給	・20歳未満の在宅の方で、常時介護を必要とし、おおむね次の障がいの程度を有する人 (精神保健福祉手帳1,2級) ・手帳を取得していなくても申請可 ・所得制限あり	障がいのある子どもに支給 月額 16,560円  (R8.4~)	医師の診断書等により判定(判定の結果により受給できない場合もあります)			
済	特別児童扶養手当の支給	・20歳未満の中度以上の障がいのある子どもを養育している人 ・所得制限あり	父母又は養育者に支給 重度 月額 58,450円 中度 月額 38,930円  (R8.4~)	規定の診断書により判定(判定の結果により受給できない場合もあります)			子育て支援課 43-6808 (TEL) 43-7138 (FAX) kosodate@city.ako.lg.jp
援	障害基礎年金の支給	・国民年金の被保険者又は65歳未満の人が国民年金法による1・2級以上の障がいとなったとき(保険料の納付要件あり) ・20歳未満で上記障がいになった人(20歳になったら申請)	1級 年額 1,059,125円 (69歳以上の人) 年額 1,056,125円  2級 年額 847,300円 (69歳以上の人) 年額 844,900円  (R8.4~)	国民年金法別表(加入年金の種別により申請先が変わります)			医療介護課 43-6813 (TEL) 43-6892 (FAX) kokuho@city.ako.lg.jp  または ねんきんダイヤル 0570-05-1165 姫路年金事務所 079-224-6382 (案内1番) (TEL) 079-224-0838 (FAX)
	護	特別障害給付金制度	・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者で、任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金の1級・2級相当の障がいがある人	障害基礎年金1級該当 月額 58,650円 障害基礎年金2級該当 月額 46,920円  (R8.4~)	特定障害者に対する特別障害者給付金の支給に関する法律		

名称	区分	主 要 件	内 容	精神保健福祉手帳			お問い合わせ先
				1級	2級	3級	
経済 援 護	自立支援医療(精神通院医療)の給付	・精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する人 ⇒精神保健福祉センターの判定	精神障がいやそれを原因とする病気について、継続的に通院して治療を受ける必要のある人のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する  原則 1 割負担	●	●	●	社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp
	高齢重度障害者医療費助成	・65歳以上の1級の精神障がいのある人(65歳から74歳以下の人とは別途、後期高齢者医療保険加入手続きが必要) ・所得制限あり	精神疾患を除く医療による給付が行われた場合の自己負担額を公費負担する	●			医療介護課 43-6820(TEL) 43-6892(FAX) iryo@city.ako.lg.jp
	重度障害者(児)医療費助成	・1級の精神障がいのある人 ・所得制限あり					
日常生活 援 護	障がい者福祉タクシー利用助成(タクシーチケット)	・在宅の精神障がいのある人(1級)	500円相当額の福祉タクシー利用券を1月あたり4枚交付する	●			社会福祉課 43-6833(TEL) 45-3396(FAX) shougai@city.ako.lg.jp
相 談	赤穂市障がい者基幹相談支援センター(え〜る)	・身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等 (障がい種別や年齢、手帳の有無は問わない)	障がいのある人やそのご家族が住み慣れた地域でより豊かな生活が送れるよう、窓口、電話、訪問等での相談に対応する	/			赤穂市障がい者基幹相談支援センター 43-6837(TEL) 45-3396(FAX) kikansodan@city.ako.lg.jp
	障害者ほっとライン	兵庫県内在住の障がい者及びその家族等 (障がいの種別や等級、手帳の有無は問わない)	様々な悩みに対して総合的に相談を受ける。 [相談日時]月曜日～金曜日9:00～16:30 ※祝祭日、年末年始を除く				兵庫県身体障害者福祉協会内 078-230-9545(TEL) 078-230-9553(FAX) shogaisha110@hyoshinkyoo.jp
	障害者のための弁護士・福祉専門職による無料法律相談		法律にかかる問題について弁護士と福祉専門職が無料で対応。 聴覚や発話に困難のある方は電話リレーサービスをお使いいただけます。 [相談日時]毎週火・木曜日13:00～16:00 ※祝祭日、年末年始を除く				兵庫県弁護士会 078-362-0074(TEL)
	障害者のための無料スマホ・パソコン相談室		障害者のためのスマホ・パソコン総合相談窓口。 [相談日時]月・火・水・金10:00～16:00 ※祝祭日、年末年始を除く				兵庫県身体障害者福祉協会内 078-855-8772(TEL) 078-242-4260(FAX) digital@hyoshinkyoo.jp

名 称	区 分	主 要 件	内 容	精神保健福祉手帳			お問い合わせ先
				1級	2級	3級	
税の控除等	所得税	・本人、控除対象配偶者又は扶養親族に精神障がいのある人がいる場合	所得控除額	27万円		●	相生税務署 0791-23-0231(TEL)
				40万円	●		
	住民税及び森林環境税	・精神障がいのある人	合計所得金額が135万円以下（給与収入の場合、2,043,999円以下）の場合、個人住民税及び森林環境税が非課税	26万円		●	税務課 43-6803(TEL) 43-6892(FAX) minzei@city.ako.lg.jp
				30万円	●		
	相続税	・精神障がいのある人が相続した場合	相続税からの控除額	(85歳－現在の年齢)×10万円		●	相生税務署 0791-23-0231(TEL)
				(85歳－現在の年齢)×20万円	●		
軽自動車税	・精神保健福祉手帳1級所持者と生計を一にしている人が所有し運転する自動車で、もっぱら精神障がい者の用に供する自動車(指定の期日までに申請必要) ・県税事務所での受付は4月～2月(3月中は受付できません)	減 免  ※障がいの区分と程度により該当にならない場合があります 詳しくは市税務課または龍野県税事務所にお問い合わせください。	●			税務課 43-6803(TEL) 43-6892(FAX) minzei@city.ako.lg.jp 龍野県税事務所 0791-63-5130(TEL) 0791-63-2560(FAX)	
自動車税							
自動車税	・上記自動車を新規（新車・中古）登録で取得する場合	減 免 ※障がいの区分と程度により該当にならない場合があります また、上限があります。	●			姫路県税事務所 079-231-4105(TEL)	
交通機関・公共料金等の割引	NHK放送受信料	・精神障害者保健福祉手帳所持者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額免除	●	●	●	NHK受信料の窓口 0570-077-077 (ナビダイヤル) 午前9時～午後6時 ※土・日・祝日も受付
		・精神障害者保健福祉手帳の障害等級が重度（1級）の方が、世帯主でかつ、受信契約者の場合	半額免除	●			
	(福祉事務所長の証明を受けた免除申請書を提出)						
JR運賃	・第1種精神障害者保健福祉手帳所持者が介助者と利用する場合、距離制限なし、急行とも  ※所持者のみの利用については距離制限あり	本人と介助者1人5割引 (定期乗車券も対象となる)	●			JR各駅窓口 (手帳提示)	
		・第2種精神障害者保健福祉手帳所持者が片道100kmを超える区間を利用する場合	本人のみ5割引		●		●
国内航空運賃	・精神障害者保健福祉手帳所持者					詳しくは各航空会社窓口でご確認ください 各会社窓口	

名 称	区 分	主 要 件	内 容	精神保健福祉手帳			お問い合わせ先
				1級	2級	3級	
そ の 他	駐車禁止除外指定車 標章の交付	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	現に使用中の車両について、道路標識や道路標示で駐車を禁止している場所等に必要最小限の駐車を認め、生活の利便を図るため「駐車禁止除外指定車標章」を交付する。	●			県内の警察署交通課 警察本部交通規制課 ※パソコンを使用したオンライン 申請も可能です。 ※受付時間などの詳細は兵庫 県警察ホームページをご覧ください。
	ゆずりあい駐車場	・精神障がいのある人で一定の要件を満たす人	兵庫県が県内共通の「兵庫ゆずりあい駐車場利用証」を交付	●			社会福祉課 43-6809(TEL) 45-3396(FAX)
	自動車事故対策機構 (NASVA)	・自動車事故により脳に損傷を受けたことによる 後遺症が残った方	交通事故に起因する悩み事に応じた相談を受け付ける	詳しくは右記にお問い合わせください			NASVA交通事故被害者 ホットライン 0570-000738 (TEL)
	ミライOID	精神保健福祉手帳所持者	障がい者手帳の情報を読み込み、スマートフォンで表示できるほか、マイナポータルと手帳情報の連携が可能	詳しくは右記にお問い合わせください			(株) ミライオ 問い合わせフォームより お問い合わせください
福 祉 資 金	生活福祉資金の貸付						社会福祉協議会 42-1397(TEL) 45-2444(FAX) ako-shakyo@ako-shakyo.jp
	①生業を営むために必要な 経費	・新規開業、事業継続のため一時的に必要な経費で、恒常的に必要な経費を除く（今後、安定した収入を確保できない事業、他の負債への返済、事業の 運転資金、人件費、生活費の貸付はできない） ・生業を営むための自動車の購入	4,600,000円以内	●			
	②技能習得に必要な経費	・高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校およびその他各種 学校(通信制、定時制を含む)の在学期間を通じて必要となる経費 ・技能取得期間中の生計を維持するために必要な経費 ・就労するために必要な知識・技術習得経費 ・日常生活の便宜を図るための運転免許取得経費	5,800,000円以内	●	●	●	
	③就職・技能習得等の支度 経費	・貸付対象である者が、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学 校およびその他各種学校(通信制、定時制を含む)の入学にあたり、入学時ま たは入学前に必要となる経費（受験料の貸付はできない） ・自宅からの通学が困難な場合における下宿・寮等の入居費用	500,000円以内				
④住宅の増改築、改修等 経費	・住宅の増築、改築、拡張、補修、保全のために必要な経費 ・公営住宅法に規定する公営住宅を譲り受けるために必要な経費	2,500,000円以内					

名称	区分	主 要 件	内 容	精神保健福祉手帳			お問い合わせ先
				1級	2級	3級	
福祉資金	⑤福祉用具購入経費	・日常生活の便宜を図るための高額な福祉機器等の購入に必要な経費	1,700,000円以内	●	●	●	社会福祉協議会 42-1397(TEL) 45-2444(FAX) ako-shakyo@ako-shakyo.jp
	⑥障がい者自動車購入経費	・障がい者が自ら運転する自動車、または障がい者と生計を一にする者が、当該障がい者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るための自動車を購入する場合(通院およびリハビリに使用する自動車)/(通園、通勤、通所等の送迎に使用する自動車) ・オプション費用については上限100,000円 ・必要総額に対し、20%以上の自己資金が必要	2,500,000円以内				
	⑦中国残留邦人年金追納に必要な経費	・国民年金の保険料免除期間とみなされた期間について、保険料の追納に必要な経費	5,136,000円以内				
	⑧障がい者サービス等に必要な経費 ※障害者総合支援法による障害福祉サービス受給中の世帯が対象	・サービス受給期間中、生計維持するのに必要な経費(家賃、光熱水費、食費、被服費等)	2,300,000円以内				
	⑨その他日常生活上一時的に必要な経費	・日常生活上一時的に必要な経費で、その費用の支払いがなければ今後の生活に支障を及ぼす恐れがあると思われる経費(生活費など根拠を明らかにすることができない費用、家賃等の滞納、公共料金等の未払い金、借入金の返済の貸付はできない)	500,000円以内				
※すべて無利子(ただし連帯保証人を立てない場合は1.5%)							